

第3回 大網白里市議会政治倫理検討会議 会議録

日時 令和6年12月11日（水曜日）午前11時13分開会

場所 本庁舎 3階 第一会議室

出席委員（5名）

田 辺 正 弘	座 長	小 倉 利 昭	座長職務 代 理 者
上 代 和 利	委 員	森 建 二	委 員
黒 須 俊 隆	委 員		

陪席者（2名）

小金井 勉	議 長	北 田 宏 彦	議会運営 委 員 長
-------	-----	---------	---------------

事務局職員出席者

議会事務局長	岡 部 一 男	副 主 幹	松 本 剣 児
主 任 書 記	小笠原 勇		

議事日程

第1 開会

第2 座長あいさつ

第3 協議事項

(1) 規定する項目等について

第4 その他

第5 閉会

◎開会の宣告

○岡部一男議会事務局長 大変お待たせいたしました。

それでは、ただいまから第3回大網白里市議会政治倫理検討会議を開会いたします。

それでは、座長あいさつ、田辺座長、挨拶をよろしくお願いいたします。

(午前11時13分)

◎座長あいさつ

○座長（田辺正弘座長） ご苦労さまです。

慎重審議の後、議運も行われまして、本日最後の政治倫理検討会議をこれから始めますが、皆様からのいろんな意見、また、会派でまとめてきた意見等を、活発な意見のもと進めていきたいのでよろしくお願いします。

○岡部一男議会事務局長 どうもありがとうございました。

それでは次に、次第の3協議事項に入りますので、座長進行の方をよろしくお願いいたします。

○座長（田辺正弘座長） まずは傍聴希望者はおりますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○座長（田辺正弘座長） わかりました。いないようですので、次に進みます。

それでは、協議事項に入る前に2点ほど報告がございます。

まずは、今、定例会において、当会議の会議録に関して市ホームページ上への公開を求める陳情がございました。

先ほど開催された議会運営委員会では採決、したがって、ホームページに公開するということとなりました。

最終日の本会議での採決結果をもって対応を決定いたしますが、そういった状況でございますので、あらかじめご承知おきください。

次に、配付してある市長からの依頼文書の写しをご覧いただきたいと思います。前回の第3回定例会で提出があった、政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情を、当市議会が採決したことから、執行部においては、管理職を対象とした調査が行われたところ、

記載の内容の実態が判明したため、執行部側の対応だけでなく、調査結果に対する議会の対応も求められております。

内容的にはこの政治倫理検討会議で取り扱うことがふさわしいと考えられますので、これから制定を検討する内容の中で、遵守すべき政治倫理基準として盛り込むなどして進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○座長（田辺正弘座長） それではそのように進めさせていただきます。

先日、ハラスメント防止条例を制定した長生村議会で、議員間のハラスメント問題が浮上し、行為者としてされる2名の議員の氏名が公表される措置がなされている事例も発生しております。

最終的には議員個人の自制心や良識に基づいた行動が求められるものだと考えさせられる事例でございました。

◎協議事項

○座長（田辺正弘座長） それでは協議事項に入りますが、前回お配りした県南12市及び千葉市の議会議員政治倫理条例制定の状況について、また、東金市ほか4自治体の定めている主な項目について、それぞれ同じような項目や、相違する項目、内容等があったと思いますが、条例、規程問わず、大網白里市議会において必要な項目、あるいは不要な項目などについて、各自のお考えをいただきたいと思います。

それでは、順次発言をお願いします。

上代委員。

○上代和利委員 今、この市長の文書もそうなんですけども、今の座長の挨拶の中にもありましたけれども、長生村でもそういうハラスメント条例がなったということで、うちの方の中にも、議員間もそうかもしれませんが、職員の皆さんに対してもそうだと思うのですが、やはり何ていうんでしょうか。

パワハラ議員のパワハラというかですね、そういうところを入れていかないと、今の世情を見ながらも、いけないのかなというふうな主観として言わせていただきました。

以上です。

○座長（田辺正弘座長） 他の委員の方から、お願いいたします。

○黒須俊隆委員 今のパワハラの問題は入れるか入れないか、個人的には、第一感っていうんですか、第一印象として入れていいと思ってるのですけれども、ただ、議会議員っていう特別な市民の負託を受けて直接選挙で選ばれている議員の、いろんな政治活動が制限されるようなことがあってはいけないと思うのですけれども、これ、全員協議会でこれについて私質問したのだけれども明確な答えがなかったんですけれども。

今、問題になってるのかどうかについて、これちゃんと、ここまで市議会に対して市長から何とかしろっていう、そこまで言ってくるのだったら、それは、まずは私が全員協議会の中で質問したように一体いつの話なんだと、これ、ちゃんとその例えば6割の方が心理的圧力を感じているって言ってるんだけど、それを感じたのいつの話なんだって話でしょ。20年前なのか30年前なのか、少なくともこれを、少ない情報を見る限りは課長が課長以前、要は係長だったのか、もっと以前の役職時なのかわかりませんが、課長になる前からそういう受けていたなんていう話の内容も入ってるのは明らかなだから、この1年で問題になってるようなことが実際にあるのか現実的にあるのかどうか、そのあたりも含めて具体的にもうちょっと全容がわかるようなことを、何ていうんですか、座長からね、座長から、これは議長からなのかちょっとわかりませんが、議長に来てるから議長からかもしれないですけど、座長ないしは議長から、再度市長サイドにもっと細かい具体的な話を、その直近でどんなものでこの1年でどんな問題が起きてるのかっていうのを具体的に少なくとも20年前、30年前の話は言ってもしょうがないと私は思うわけで、それを聞いて欲しいなというのが私の希望です。

改めて政治倫理検討会議の規定する項目についてなんですけれども、この間、副議長の石渡さんがニュース等でかなり積極的に論じているのは、議員に対して、細かい例えば資産公開までどこまでする必要があるのかっていうことを言っているんですけれども、これは私も全てではないにしろ、ある程度納得するところもあって、首長と違ってどこまで資産公開を厳しくするのか。

常々私は、首長の資産公開はざる法であって、おかしい話だということは常に言い続けてきているんですけれども、一般の市議会議員で報酬も明らかに県内でも、政務活動費と比べると、合計すると県内1低い自治体だし、また南関東、神奈川、埼玉、千葉、東京で比べるとそもそも千葉県自体が市議会議員の歳費は低いっていうのは傾向にある中で、その一番低い傾向にある千葉県の中で最も低い大網白里市で、そこまで資産公開を厳しくする必要があるのかということと、あと実際に首長は専門なので、いいのですけれども、必ずしもその市

議会議員が専業で働いているわけではない中で、細かい、いろんな税務申告だとかいろんな内容の中で、どこまでやるのかっていうものについては、まだまだちょっと研究の余地があるかなってそんなふうには思うわけで、例えば資産公開をするかどうかについては、まだまだ議論の余地があるなと思います。

あと、私が常々、これは必ずやって欲しいなっていう、思っているのは、公共事業の参加を辞退するという、そういう項目です。

政治倫理条例作ってるところでその項目がない、そういうところはほとんどないのじゃないかと思うのですけれども、細かい議論としては、例えばファミリー企業、親戚等を2親等なのか3親等なのかとか、その辺りが細かい内容として議論の内容だと思うのですけれども、それについては皆さんと議論をしていく中で決められればいいと思いますが、本市で歴代の町長の中でも、前町長とかは、親戚が本市のA級、建設企業のA級企業だったのですかね、そういう中でかなりの額、公共事業を受注していたってということで、これはもう首長としては、市民に示しがつかないそういう内容だったと私は思います。

議員についても同じように公共事業、受注している方がこれまでも居たし、現在も居ると思います。それも議員になる直前まで社長だったのが、社長、親戚なり配偶者なりそういうのに名前だけ付け替えて、実際は、例えば市との公共事業だから市と交渉するんですけど、その人の交渉だとかそういうのは本人がそのまま役員としてやってる場合もあるし、もう名前はなく、一社員としてやってる場合もあるのかもしれないですけども、実質的に社長がその公共事業の受注に関していろんなやりとりをやっている、そういう例がこれまでもあったし、現在もあると伺っています。

そういうことは、やっぱり市民に示しがつかない。

公共事業受注するに当たって、市議会議員は明らかに一早い情報とか内容入手しやすい状況にあって、これは何としても、政治倫理条例ないし規程でも構わないですけども、内容の中に責任持って、まずは私たちは議員として、議会議員が公共事業を辞退する。

併せて首長に対しては、首長サイドが仮に議会政治倫理条例を作るとしたら、首長サイドの政治倫理条例では、首長はファミリー企業とか、あとは本人の家族、そういう者が、公共事業を受注するのをやめると、そういう規定をぜひ入れていただきたいとそんなふうに思います。

あと、併せて今この場でなかなか議論するのも大変だとは思いますが、一つ一つ、

ほとんど何ていうんですか、規程だと細かい規定がない、項目がないっていう傾向にあって、一方で条例の方は細かい項目がある、千葉市なんかは細かい項目があるんだと思いますけれども、まずは一度、その千葉市の項目を一つ一つ、これはどんなものなのかっていうことを、皆さんの意見でわからないっていうんだったらわからないでいいと思うので、わからない場合は、話をする中で、議論する中で何がわかんないのか段々わかってくると思いますので、次回に持ち越してもいいと思いますが、一例として千葉市の細かい項目を一つずつね、本市に当てはめて、先ほどの最初の例えば石渡さんの例を私、言いましたけれども、この資産公開は無理があるんじゃないか、これはいいんじゃないかとかね、そんなふうに、この場で一つ一つ内容を深めていった方がいいんじゃないのかなっていうことを提案したいと思います。

○座長（田辺正弘座長）　ありがとうございます。

私の知識というか、規程の考え方の中で、規程も条例も明文化される点は条例と全く同じで、この点は明文化されても支障がほとんどないような気がするのですが、黒須委員が言われた新聞の件ですが、あれは担当の答弁の中で、確か課長クラスになったら誘われたということを私、聞いた覚えがありますので、平というか係長だとかそういう時から誘われたのではないという私は認識しております。

黒須委員の言う、資産は別に公表はいらないという意見をいただきましたが、まあ個人的ですが私もその辺は、そのように思います。

あと、公共事業の参加にいたしましては、局長。今現在では、代表でなければとか、その辺の規定、規約みたいなものは何か具体的に教えることはできますか。

公共事業の参加が家族企業であつたり、議員になったために代表を降りてというので、代表でなければいいとか。

まあ、今資料がなければ、次の委員会の時に、その内容については教えてください。

○岡部一男議会事務局長　はい。では、次に用意しておきます。

○座長（田辺正弘座長）　では他の委員の方……

○黒須俊隆委員　関連でいいですか。

○座長（田辺正弘座長）　黒須委員。

○黒須俊隆委員　すいません、パワハラの中の最初のあれなんですけれども、この1ページの表の4番に勧誘されたタイミングってのあるのですけれども、管理職昇任前っていうのが10名なんているのがあって、明らかにその管理職になる前から……というのも入ってるのは間違い

ないよね。

ただ、細かい内容わからないので、すごく大ざっぱなんですね。

そこまで、ここまで具体的にやるからには、今問題になってるということが前提だと思うんですよね。直ちに対応しろと議会に、市長から言ってくるにはそれだったらその内容をちょっと明らかにしてもらいたいなと思います。

○座長（田辺正弘座長） はい。森委員。

○森 建二委員 お疲れ様でございます。

全般のテーマとして、主に私は千葉市ですとか市原市のものをちょっと何となく読ませていただいている中では、まず政治倫理基準というものが、これ言ってみれば、議員としてという考えというよりも基本的にもう人としてどうかという部分のような文章が非常に多くありましたので、この辺りは踏襲する形でいいと思います。

その中で、例えば守秘義務ですとか、ハラスメントですとか、については、ある程度、文例の中に入れたほうがいいんだろうなというふうに思います。

あとは、先ほど来話がありますが、請負に関する問題については、例えば、役員が2親等以内にいたらいけないとか、そういった部分の内容。よそのいい形での真似をさせていただくような考えでよろしいかと思います。

全体としてはそんな考えであります。以上です。

○座長（田辺正弘座長） ありがとうございます。

千葉市議会の場合は、項目というか、条文数が参考資料にある……第19条まで掲げております。木更津市は20条までありますが、どこまでを、内容に入れるかということを重視して、全部それに沿ってやったほうがいいよっていうよりも、もっと身近に感じられるような内容でもいいのじゃないかなとも思いますが、では、次。小倉委員。

○職務代理者（小倉利昭委員） 今、座長のお話のとおりですね、次回の検討会議の時に、県内全部の条例、規程があるところの資料を机上に置くかどうか、用意するかどうかはともかくとして、具体的にね、いくつかの現在あるものを用意して、具体的に、うちの大網白里市の規程ないし条例は、これを取り入れよう、これはいらないだろうってというような作業を、具体的に進めていって、ある程度形を作ったらというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○座長（田辺正弘座長） 事務局、規程制定の県内の状況についての資料がもしあれば、委員の皆様にお配りしていただけますか。

○岡部一男議会事務局長 調べたものがありますので、今、お配りします。

(資料配付)

○岡部一男議会事務局長 前回までは、県南の12市を調べさせていただいたものをお示しをしてたのですが、千葉県内の市議会、本市を除いた36市をちょっと調査しまして、条例とか規程、基準を設けてあるのがこちらの一覧になります。

それで、下の項目というのが、規程とか条例とかに載っている代表的な項目をちょっと列挙させていただいて、先ほど来ありました、請負に関する制限や遵守事項というのがここにあるのですが、こちらをご覧になっていただいて委員の皆様で協議していただければと思います。

○座長（田辺正弘座長） ありがとうございます。

県内36の市かとか規程の14とかありますが、この辺を参考にして、先ほど小倉委員が言われたようにいろいろ千葉市も含めまして、条例の中の一つ一つを精査して行って、大網白里市に相応しいものを今後作っていったらと思います。

他の委員は、質問というか、ありましたら。

(発言する者なし)

○座長（田辺正弘座長） なければ、意見が弱い場合などは項目の必要、不要の積極的理由や消極的理由を促したり、その他、強硬に意見を主張する者に対しては、反対意見を促すなど、活発な意見交換をしていきたいと思いますので、そういう流れでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○座長（田辺正弘座長） では、本日の皆様の意見を集約し、今後、項目ごとに掘り下げて議論をしたいと思います。

事務局の方で、県内の状況などは、今言われた資料の分でよろしいのかな。

とりあえずは……それとも、まだ資料はありますか。

○岡部一男議会事務局長 いや、今の状況はこういう状況です。

次回に、先ほど質問がございました、例えば千葉市とか市原市とかの例を見ていただいて、方向について委員の皆様の意見をいただくような形をとらせていただければと思いますが、座長、そのような形でよろしいでしょうか。

○座長（田辺正弘座長） はい。

できれば、議会最終日までその資料をそろえることはできますでしょうか。

無理。

はい。じゃあ次の開会してから、議案質疑の日までのその間の時間で皆さん、個々に検討していただくことは……

○**小金井 勉議長** 委員には開会日には配れるでしょう。

次回の定例会の開会日までには、資料は作れるでしょう。

○**岡部一男議会事務局長** はい、作れます。

○**座長（田辺正弘座長）** 開会日に配付していただくような形で、開会日から議案質疑の日までの日数がありますから、その間、個々に精査していただければと思います。

それでは本日、概ね皆様の合意を見られたものは、さらに掘り下げて準備をしていただき、次回以降の精度を高めていただければと思います。

逆に意見の一致が見られない部分については、一致しない要因や一致ができる、次ができる手法、手段など考えていただき、再度、各自研究をしていただきますよう、よろしくお願いいたします。

全てにおいて、皆様の意見が解決せず、概ね合意に至らなければ、条例でも規程も制定に至らないと思いますので、慎重に合意形成を図りながら、討議できればと思います。

◎その他

○**座長（田辺正弘座長）** 続いてその他ですが、委員の皆様、何かありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○**座長（田辺正弘座長）** ないようなのでその他を終了いたします。

別に、事務局。

議長、運営委員長には別に構わないですね。

では事務局に戻します。

◎閉会の宣告

○**岡部一男議会事務局長** それではこれをもちまして、大網白里市議会政治倫理検討会議を閉会いたします。

どうもお疲れ様でした。

（午前 11 時 39 分）